

## 平成17年度 友の会活動

## 1. 諸会議

## (1) 理事会

平成17年5月7日(土)

静岡県立美術館 会議室

- ・平成16年度事業報告、決算報告
- ・平成17年度事業計画、予算案

## (2) 代議員会

平成17年5月7日(土)

静岡県立美術館 講座室

- ・平成16年度事業報告、決算報告
- ・平成17年度事業計画、予算案

## (3) 事業委員会

静岡県立美術館 会議室 12回開催

## (4) 会報委員会

静岡県立美術館 会議室 20回開催

## (5) ワーキンググループ

静岡県立美術館 会議室 2回開催

## 2. 実技講座

## (1) 版画技法「コラグラフ」

平成17年6月4日(土)、6月5日(日)

静岡県立美術館 実技室

・講師 澤田祐一氏(東海大学付属翔洋高等学校教師)

・受講者 9名(会員8名 一般1名)

## (2) ボタニカルアート

平成17年11月5日(土)、6日(日)

静岡県立美術館 実技室

・講師 永野節子氏

・受講者 21名(会員18名 一般3名)

## 3. 講演会等の開催

## (1) 新収蔵品展 フロアレクチャー

平成17年4月26日(火)

・受講者 17名

## (2) 日本画をじかに見る

平成18年1月29日(日)

静岡県立美術館 講座室

・講師 飯田真主任学芸員、山下善也主任学芸員、森充代学芸員

・受講者 20名(会員20名)

## 4. 親睦旅行

## (1) 孤高の画家「ゴッホ展」と江戸の名園「六義園」

平成17年5月12日(木) 参加者 45名

・見学先:東京国立近代美術館、六義園

## (2) 「マイ・フェア・レディ」と出光美術館

平成17年11月13日(日) 参加者 42名

・見学先:出光美術館、帝国劇場ミュージカル「マイ・フェア・レディ」

## (3) 川村記念美術館と千葉市花の美術館

平成18年3月8日(水) 参加者 45名

・見学先:川村記念美術館、千葉市花の美術館

## 5. 美術館主催の展覧会・講座等の後援

## (1) 美術館学校連携普及事業の委託

粘土ワークショップのコーディネーター1名・助手2名の雇用と給与支払事務等

(平成17年4月1日～平成18年1月31日 60回開催)

## 6. 情報資料の作成と提供

## (1) 友の会だより「プロムナード」の発行 年3回

・第57号 平成17年7月20日 1,200部発行

アトリエ訪問 杉村 勇氏 (洋画家)

・第58号 平成17年12月15日 1,200部発行

アトリエ訪問 白井嘉尚氏 (画家)

・第59号 平成18年3月15日 1,200部発行

アトリエ訪問 澤田祐一氏 (現代版画家)

## (2) 美術館ニュース「アマリリス」の配布 年4回

・No77 平成17年4月1日 発行

・No78 平成17年7月1日 発行

・No79 平成17年10月1日 発行

・No80 平成18年1月1日 発行

## 7. その他の事業

・館内ミュージアムショップ前掲示板

(友の会からのお知らせ)で情報掲示

・美術館友の会会員の入会勧誘

(「アルタイの至宝展」開催時入会者に図録の贈呈 10名入会)

.....

会則添付

## ■静岡県立美術館友の会会則

制定 昭和61年5月25日

改正 平成13年6月 2日

(名称)

第1条 この会は、「静岡県立美術館友の会」(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、静岡県立美術館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、美術を愛好する人たちの集まりであり、静岡県立美術館の活動を後援することにより、本県の芸術文化の普及及び振興を図るとともに、美術を通じて教養を豊かにし、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 講演会・講座・コンサート・映画会等の開催及び後援
- (2) 会報の発行
- (3) 鑑賞会及び研修旅行の開催
- (4) 出版事業
- (5) 静岡県立美術館が行う事業への協力・後援
- (6) その他必要な事業

(会員の種類及び特典)

第5条 本会の会員は、一般会員、シニア会員、特別会員及び賛助会員とする。

- (1) 70歳以上の会員は、一般会員、シニア会員、特別会員のいずれかを選択する。
- (2) 会員資格の有効期限内における会員の種類の変更は、行わない。

2 会員は、所定の方法により本会が別表1に定める特典を受けることができる。

(会員の資格)

第6条 会員とは本会の主旨に賛同し、所定の入会申込みの手続きを行い、会費を納めた者をいう。

2 会員資格の有効期限は1年とする。ただし、会員から退会の申し出がない限り、さらに1年延長するものとし、その後も同様とする。

(年会費)

第7条 本会の年会費は、別表2のとおりとする。なお、納入された年会費は理由の如何を問わず、返還しない。

2 見学、実習などの参加者は、別に実費を負担するものとする。

(届出事項)

第8条 会員は、住所、氏名、電話番号、口座番号等の届出事項に変更があった場合は、直ちに本会に報告し、変更手続きを行う。

2 前項の報告がないために生じた会員の不利益又は損害については、本会は一切の責任を負わない。

(会員証)

第9条 本会は、会員資格取得者に対し、会員証を発行する。

2 会員証には、クレジット機能はない。

3 会員証を譲渡又は貸与することはできない。

(会員証の紛失、盗難)

第10条 会員は、会員証を紛失又は盗まれたときは、直ちに本会に届け出る。

2 本会は、会員証の紛失、盗難その他の事由により生じた会員本人の不利益又は損害については、一切の責任を負わない。

(退会)

第11条 会員は、申し出によりいつでも退会することができる。

2 前項により退会する場合は、会員有効期限の2か月前までに、本会に申し出を行う。

(組織)

第12条 本会に代議員会と理事会を置く。

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長 若干名
- (3) 代議員 30名以内
- (4) 理 事 15名以内
- (5) 監 事 2名

2 代議員及び理事は、会員の中から代議員会において選任する。

3 監事は、代議員会で選任する。

4 会長は、代議員の互選とし、副会長及び事務局長は代議員の同意を得て、会長が任命する。

(役員職務)

第14条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した副会長が、その職務を代理する。
- (3) 代議員は、付議された事項の審議、決定を行う。
- (4) 理事は、会の運営を行う。

- (5) 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
- (顧問)
- 第15条 本会に顧問を置く。
- 2 顧問は、静岡県立美術館長をもって充てる。
- (役員任期)
- 第16条 役員任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- (会議)
- 第17条 本会の会議は、代議員会と理事会とし、会長、副会長及び理事並びに代議員の出席により開催する。ただし、特別の事情がある場合には、代理者が出席することができる。
- 2 代議員会は、すべての役員で構成され、毎年1回会長が召集し、次の事項を審議、決定する。
- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 役員選出
- (4) 会則改正
- 3 理事会は、会長、副会長及び理事で構成され、次の事項を審議する。
- (1) 代議員会に付議する事項
- (2) その他会長が必要と認める事項
- (議決)
- 第18条 代議員会の議事は、出席した役員(代理者も含む)の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決する。

- (専決処分)
- 第19条 会長は、会議を召集することが困難と認めるときは、第17条第2項及び第3項に掲げる事項について、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の会議において報告しなければならない。
- (専門委員会)
- 第20条 本会に事業計画の策定や具体的な企画等の検討を目的とした事業委員会と会報委員会を置く。
- (事務局)
- 第21条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長を置くことができる。
- 3 会長は、代議員の同意を得て、事務局長を理事とすることができる。
- 4 事務局に事務職員を置く。
- (財務)
- 第22条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- (補則)
- 第23条 この会則に定めるもののほか、会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。
- 附 則
- この会則は、平成14年4月1日から施行する。

別表1 (第5条第2項関係)会員の特典

特典の種類	会員の種類		
	一般会員	シニア会員	特別会員
①県立美術館主催の企画展招待券5枚	○		○
②会員証提示により、収蔵品展・ロダン館が、何度でも観覧可能	○		○ (同伴4名まで)
③会員証提示により、県立美術館主催の企画展が、何度でも団体料金で観覧可能	○		○ (同伴4名まで)
④友の会だより「プロムナード」(年3回)、美術館ニュース「アマリス」(年4回)、その他、各種情報を郵送	○	○	○
⑤研修旅行(美術館めぐり)、各種講座等友の会主催の事業に参加可能	○	○	○ (同伴1名まで)
⑥会員証提示により、県立美術館内レストラン「エスタ」の飲食料金が会員本人のみ1割引	○	○	○
⑦会員証提示により、県立美術館内のブックショップの利用補助	○	○	○
⑧県立美術館主催の企画展オープニングセレモニー御招待			○ (同伴1名まで)

(注)○印は、特典を受けることができることを示す。

別表2 (第7条関係)年会費

会員区分	年会費	備考
一般会員	(1名) 5,000円	
シニア会員	(1名) 2,000円	70歳以上で、選択した人
特別会員	(1口) 10,000円	
賛助会員	申し出のあった額	